

## 平成29年度の入札・契約制度の運用の見直し 【港湾空港関係】

平成29年3月14日に総合評価委員会(第二部会)(別紙参照)において、平成29年度の入札・契約制度の運用の見直しについて、ご審議いただきました。

これを踏まえ、平成29年4月1日以降に公告手続きを行う案件より以下の項目について適用します。

### 【工事】

#### (1)入札手続きの改善に向けた取組み

##### ①同時提出(入札書・技術資料)の対象拡大【一部見直し】(参考資料 P1)

〔内容〕

・平成29年度から対象工事を総合評価落札方式のうち施工能力評価型全て(本官発注工事含む)に拡大する。

#### (2)入札方式及び総合評価落札方式での試行

##### ①WLB等推進企業を評価する取組【試行】(参考資料 P2)

〔内容〕

・ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業、その他これに準ずる企業を評価する取組を試行的に導入する。

##### ②中小企業を対象とした工事の発注【試行】(参考資料 P5)

〔内容〕

・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、中小企業者の受注の機会を確保するため、入札方式及び総合評価落札方式の運用の一部を見直し、中小企業を対象とした工事の発注を試行する。

##### ③中長期的な担い手の確保を目的とした工事の発注(担い手確保重視型)【試行】(参考資料 P6)

〔内容〕

・小規模で難易度が低い工事を対象として、担い手確保に繋がる若手技術者の雇用や技術者の教育・学習、資格の取得に積極的な企業に有利となる評価制度を試行する。  
・具体的には、同種工事の施工実績や成績点の加算点を抑え、若手技術者の雇用や技術者の教育等をより高く評価する方法を試行する。

(3) 総合評価落札方式における評価方法の見直し

①【企業の能力等】技能者の配置【新規設定】(参考資料 P7)

〔内容〕

・現行の「登録基幹技能者」の配置に加え、「建設マスター」の配置を評価の対象とする。

②【技術者の能力等】継続教育学習(CPD)の評価対象期間【一部見直し】(参考資料 P8)

〔内容〕

・平成28年度までは、取得ポイント(ユニット)の評価対象期間を年度単位(4月1日～3月31日)としていたが、最新の継続教育学習の実績を評価対象とする。

③【企業の能力等】作業船評価の配点ウェイト【一部見直し】(参考資料 P9)

〔内容〕

・作業船の環境基準の評価項目における評価区分を見直すことで、環境基準達成への取組状況を適切に評価に反映する。

(4) 提供情報の拡充

①技術提案評価型の評価方法の公表について(参考資料 P11)

〔内容〕

・これまで、提出された技術提案の評価方法については非公表としていたが、受注者側から技術の研鑽のため、公表の要望がある中、公表にすることにより更なる品質の確保に繋がると期待できることから、適切な方法にて公表する。

【業務】

(1) 入札方式の運用改善

①入札方式の変更(簡易公募型指名競争入札方式から一般競争入札方式へ移行)

(参考資料 P12)

〔内容〕

・これまで業務の発注にあたっては、プロポーザル方式を適用する案件を除き、業務実施に係る技術適性を把握するための参加表明書の提出を公募により幅広く求める「簡易公募型指名競争入札方式」を採用してきたが、契約手続きの効率化・簡素化を図ることで、公告から契約までに要する期間の短縮による適切な余裕ある履行期間の確保及び受発注者双方の負担軽減を目的に、「一般競争入札方式」へ移行する。

(別 紙)

中国地方整備局 総合評価委員会(第二部会)の委員

日比野 忠史 広島大学大学院准教授

内山 誠一 中国経済連合会専務理事

黒岩 正光 鳥取大学大学院教授



# 平成29年度の入札・契約制度の運用の見直し (参考資料)

平成29年4月1日

中国地方整備局

港湾空港部

# (1) 入札手続きの改善に向けた取組み

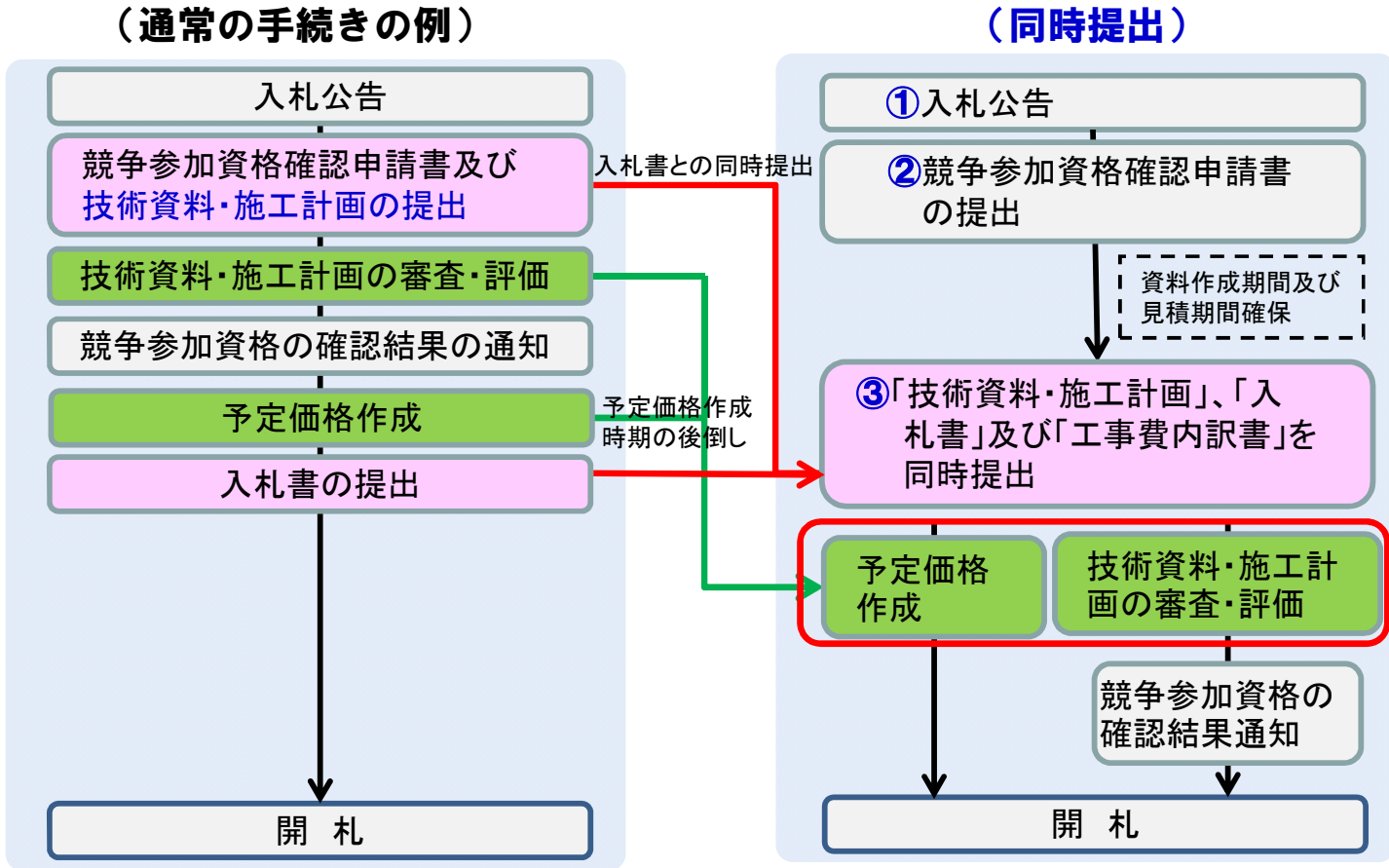
## ① 同時提出(入札書・技術資料)の対象拡大【一部見直し】

〔背景と経緯〕  
 「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しに係る試行の実施」として、分任官工事を対象に入札書と技術資料の同時提出を実施。  
 ◇平成27年度から分任官発注の**施工能力評価型**全ての工事について原則適用。  
 ◇平成29年度から**対象工事を総合評価落札方式のうち施工能力評価型全て(本官発注工事含む)に拡大する。**

### ➤ 入札書と技術資料の同時提出

- ① 入札説明書の交付と同時に見積に必要な図面、数量、仕様書等の交付を行う。
- ② 競争参加資格確認申請書と技術資料等は、別々に提出する。
- ③ 「技術資料・施工計画」、「入札書」及び「工事費内訳書」を同時提出とする。

※入札書提出後は辞退出来ない。  
 ただし、落札決定までの期間に配置予定技術者が他の工事を落札し配置出来なくなった場合で、申し出を行った場合を除く。  
 ○中国地方整備局競争契約入札心得より



## (2) 入札方式及び総合評価落札方式での試行

### ①WLB等推進企業を評価する取組【試行】

#### 〔背景と経緯〕

国土交通省においては、平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(以下「取組指針」という。)に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業、その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を評価する取組を試行的に導入する。

### 試 行

○対象工事： 技術提案評価型S型WTO対象・段階選抜方式において試行(平成29年度 1件予定)

○配点(例)

段階的選抜 評価項目		評価基準	配点
企業の 能力等	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

注)外国法人(企業)については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。

## (2) 入札方式及び総合評価落札方式での試行

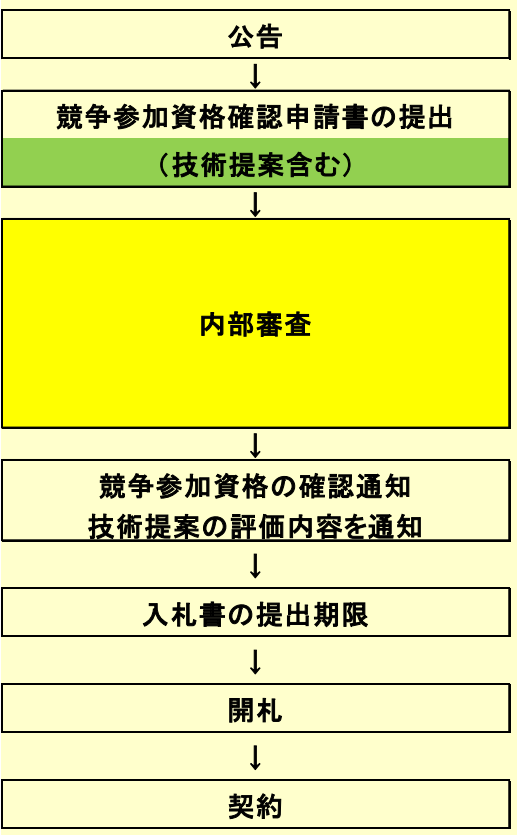
### ① WLB等推進企業を評価する取組【試行】

○ 段階選抜における評価基準及び配点の設定(案)

評価項目		評価点	評価基準	配点	
企業の能力等	過去15年間の同種工事实績	平成14年以降に完成した同種工事の施工実績の施工規模 例)コンクリート打設1,000m <sup>3</sup> 以上	8点	実績あり	15点
			0点	実績なし	
	過去5年間の同種工事の 平均成績	80点以上	0~6点		
		75点以上80点未満			
		70点以上75点未満			
		70点未満			
	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	1点	認定あり	
		0点	認定なし		
技術者の能力等	過去15年間の同種工事实績	平成14年以降に完成した同種工事の施工実績の施工規模 例)コンクリート打設1,000m <sup>3</sup> 以上	9点	実績あり	15点
			0点	実績なし	
	過去5年間の同種工事の 平均成績	80点以上	0~6点		
		75点以上80点未満			
		70点以上75点未満			
		70点未満			

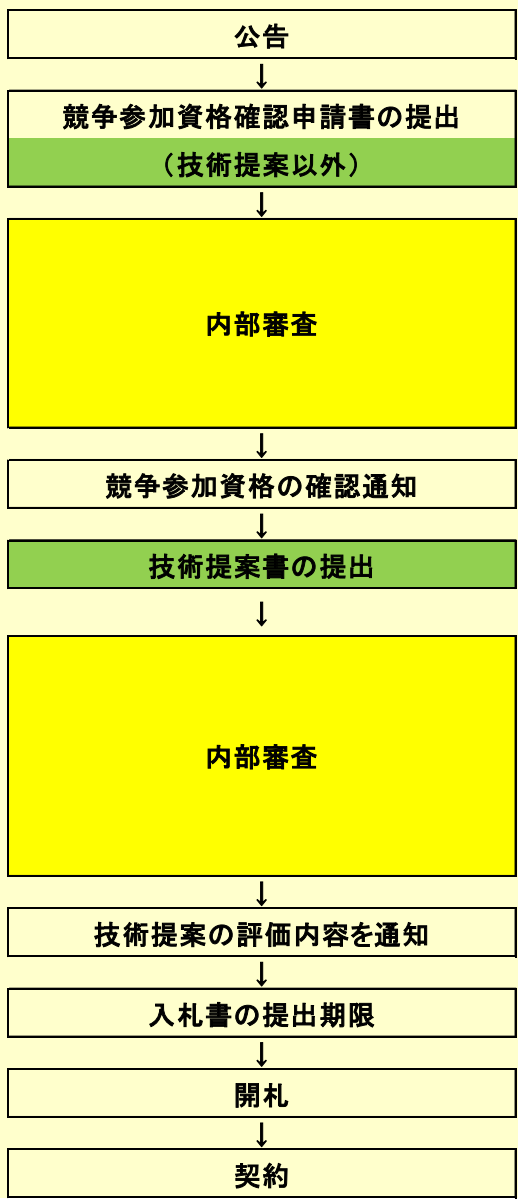
# 参考：段階選抜方式の手続きフロー

技術提案評価型S型：WTO



- 審査内容
- WTO
    - ・参加資格、技術提案の審査
  - WTO以外
    - ・企業及び技術者の工事实績等
    - ・技術提案

技術提案評価型S型：WTO  
(段階選抜方式)



- 審査内容
- 一次審査(企業選抜)**
    - ・企業及び技術者の工事实績等を審査
    - ・WLB等推進企業評価
    - 評価点の上位5社～10社選抜する。

- 審査内容
- 二次審査(技術提案の評価)**
    - ・一次審査で選抜された企業の技術提案の評価



## (2) 入札方式及び総合評価落札方式での試行

### ② 中小企業を対象とした工事の発注【試行】

#### 〔背景と経緯〕

- ・「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年第97号。以下「官公需法」という。)」第5条の規定に基づき、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針(平成28年8月2日閣議決定)」に即して、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注機会の拡大を図る。
- ・「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」では中小企業・小規模事業者向け契約目標額3兆8,791億円、同契約目標比率55.1%とされている。

#### 〔見直し案〕

- ・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、中小企業者の受注の機会を確保するため、入札方式及び総合評価落札方式の運用の一部を見直し、中小企業を対象とした工事の発注を試行する。

#### ■ 試行内容

中小A等級を対象とした工事規模(試行)  
2.5億円以上3.0億円未満

参考: 中小A等級とは資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社

注) 中小対象工事については、技術的難易度及び競争性の確保を考慮し決定する。

現 行				見直し案			
工事規模(予定価格 単位:億円)	本官	WTO	7.4	WTO	7.4	A	3.0
		A	2.5	中小A	2.5	B	2.0
		B	2.0	分任官	0.9	C	0.0
	分任官	C	0.0				

## (2) 入札方式及び総合評価落札方式での試行

### ③ 中長期的な担い手の確保を目的とした工事の発注(担い手確保重視型)【試行】

#### 〔背景と経緯〕

- ・現在、総合評価落札方式の2極化により施工能力評価型を施行している。
- ・現行の評価は、過去の施工実績や成績点を重視している。

#### 〔見直し案〕

- ・小規模で難易度が低い工事を対象として、担い手確保に繋がる若手技術者の雇用や技術者の教育・学習、資格の取得に積極的な企業に有利となる評価制度を試行する。
- ・具体的には、同種工事の施工実績や成績点の加算点を抑え、若手技術者の雇用や技術者の教育等をより高く評価する方法を試行する。

#### ■ 対象工事

平成29年4月1日以降公告案件でB等級を対象とした難易度 I・II の工事

#### ■ 評価する項目

- ・若手技術者の雇用
- ・継続教育学習(CPD)
- ・資格の取得

■ 若手技術者の雇用などの評価に伴い配点を下げる項目は下記のとおり

- ・同種工事の施工実績
- ・同種工事の施工経験
- ・当該工種の工事成績点の平均

配点見直しの一例(その他のタイプについても同様に配点を見直す。)  
施工能力評価型 I 型(地域貢献等追加)【作業船使用有り】(難易度 II)

		現行	試行	
施工能力	企業	若手技術者の配置	2	2
		同種工事の施工実績	2	1
		同種工事の施工規模	2	2
		当該工種の工事成績点の平均点	3	2
		当該工種の表彰実績	1	1
		ゴールドカード	1	1
		若手技術者等の雇用	1	3
		作業船の保有	2	2
		環境基準	2	2
		16	16	
技術者	同種工事の施工経験	4	3	
	同種工事の施工規模	2	2	
	当該工種の工事成績点の平均点	6	5	
	当該工種の表彰実績	2	2	
	継続教育学習(CPD)	1	2	
	資格の取得	1	2	
16	16			
地域	地域精通度	本支店・営業所の有無	2	2
		近隣地域での施工実績の有無	2	2
		技術者の近隣地域での施工実績	2	2
	地域貢献度	災害協定の締結	1	1
		ボランティア活動	1	1
8	8			

配点増

配点減

### (3) 総合評価落札方式における評価方法の見直し

#### ①【企業の能力等】技能者の配置計画【新規設定】

##### 〔背景〕

・「技能者の配置計画」の評価は、工事目的物の品質確保向上を目的として、平成26年度以降技術提案評価型S型(チャレンジ型)と施工能力評価型において「登録基幹技能者」の配置計画を評価の対象としているが、更なる「技能者の育成・確保」の促進を着実に実施する必要がある。

##### 〔見直し案〕

・現行の「登録基幹技能者」の配置計画に加え、「建設マスター」の配置を評価の対象とする。

#### ■対象工事(総合評価タイプ)

・**技術提案評価型S型(チャレンジ型)及び施工能力評価型**

#### ■評価項目の見直し内容

・登録基幹技能者と建設マスターの配置状況で加算点を付与  
 ・技能者が従事する人数で評価し最大2名を評価の対象  
 (登録基幹技能者と建設マスターは同等の評価とする。)

#### ■加算点

・登録基幹技能者、建設マスターを各1名(2名)配置:1.0点  
 ・登録基幹技能者(又は建設マスター)のみ2名配置:1.0点  
 ・登録基幹技能者又は建設マスターを1名配置:0.5点  
 (一人で複数の登録を有する技能者であっても評価は1名分)

#### 現行

評価項目	評価基準	加算点
元請負者職員(主任(監理)技術者以外)又は、下請け協力企業職員において指定する種類の登録基幹技能者の配置	登録基幹技能者の配置あり	1.0
	配置なし	0



#### 見直し

評価項目	評価基準	加算点
元請負者職員(主任(監理)技術者以外)又は、下請け協力企業職員において指定する種類の登録基幹技能者及び <b>建設マスター</b> の配置	登録基幹技能者 <b>又は建設マスターを2名</b> 配置	<b>1.0</b>
	登録基幹技能者 <b>又は建設マスターを1名</b> 配置	<b>0.5</b>
	配置なし	0

### (3) 総合評価落札方式における評価方法の見直し

#### ②【技術者の能力等】継続教育学習(CPD)の評価期間【一部見直し】

##### 〔背景〕

・配置予定技術者の継続教育学習の評価については、学習意欲のある技術者を評価することにより工事品質の向上を図るため、建設系CPD協議会に加盟する団体のうち、推奨取得単位数を設定している団体の学習実績について評価対象としている。

##### 〔見直し案〕

・平成28年度までは、取得ポイント(ユニット)の評価対象期間を年度単位(4月1日～3月31日)としていたが、最新の継続教育学習の実績を評価対象とする。

#### ■対象工事

港湾空港部で発注する工事で継続教育学習(CPD)を評価の対象とする全ての工事

#### ■見直し内容

現行：平成28年度発注工事 …… 評価対象：平成23年度～平成27年度

見直し：平成29年度発注工事 …… 審査基準日(確認資料の提出期限日)が平成29年6月1日の場合  
→ 平成24年6月1日～平成29年5月31日

#### ■技術提案書の記載内容の変更

現行：平成28年度発注工事 …… 「取得ポイント(ユニット)の対象年度は平成23年度～平成27年度とする。」

見直し：平成29年度発注工事 …… 「取得ポイント(ユニット)の対象は審査基準日(確認資料の提出期限日)を基準として過去5年間とする。」

### (3) 総合評価落札方式における評価方法の見直し

#### ③【企業の能力等】作業船評価の配点ウェイト【一部見直し】

##### 〔背景と経緯〕

- ・港湾の機能強化や老朽化対策及び災害復旧等に不可欠な作業船は老朽化が進んでいる。
- ・作業船の建造や保有については、厳しい経営環境から買換が進んでいないこともあり、現有作業船の95%がNOx排出規制適用前に建造された船舶となっている。

##### 〔見直し案〕

- ・作業船の環境基準の評価項目における評価区分を見直すことで、環境基準達成への取組状況を適切に評価に反映する。

#### ■ 対象工事(総合評価タイプ)

- ・**技術提案評価型S型及び施工能力評価型の作業船保有を評価する工事**

#### ■ 評価項目の見直し内容

- ・環境基準達成状況(1次規制又は2次規制)に応じて加算点を付与する。

※環境性能達成とは、「**現行の海防法に基づく窒素酸化物の放出量に係る放出基準(2次規制)**」を満足しているもの、又は「**経過措置として従前の海防法に基づく窒素酸化物の放出量に係る放出基準(1次規制)**」を満足しているものをいう。

1次規制(平成17年)、2次規制(平成23年)

#### ■ 加算点

- ・窒素酸化物放出基準(2次規制)を満足している: 1. 0点
- ・窒素酸化物放出基準(1次規制)を満足している: 0. 5点

#### 現行

評価項目	評価基準	加算点
作業船の環境基準	<作業船の保有(その他含む)>にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準を満足している	1
	作業船に設置されている原動機のいずれかが窒素酸化物放出基準を満足していない	0



#### 見直し

評価項目	評価基準	加算点
作業船の環境基準	<作業船の保有(その他含む)>にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準(2次規制)を満足している	1
	<作業船の保有(その他含む)>にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準(1次規制)を満足している	0.5
	作業船に設置されている原動機のいずれかが窒素酸化物放出基準を満足していない	0

参考

窒素酸化物の放出量基準について



窒素酸化物の放出量に係る放出基準について【海防法】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十九条の三 船舶に設置される原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

窒素酸化物の放出量に係る放出基準【海防法施行令】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であつて、 <b>定格出力が130kWを超え</b> 、かつ、 <b>定格回転数が毎分130回転未満</b> のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）	1kW当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が <b>14.4以下</b> であること。 (17.0以下)
二 ディーゼル機関であつて、 <b>定格出力が130kWを超え</b> 、かつ、 <b>定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満</b> のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW当たりの窒素酸化物の放出量の値が <b>44</b> を当該原動機の <b>毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下</b> であること。 (0.2乗) (45)
三 ディーゼル機関であつて、 <b>定格出力が130kWを超え</b> 、かつ、 <b>定格回転数が毎分2,000回転以上</b> のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW当たりの窒素酸化物の放出量の値が <b>7.7以下</b> であること。 (9.8以下)
四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。

左表の放出基準は  
2次規制の値

( )書きの青字は  
1次規制の値

備考 1kW当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。

## (4) 提供情報の拡充

### ① 技術提案評価型の評価方法の公表について

#### 〔目的〕

これまで、提出された技術提案の評価方法については非公表としていたが、受注者側から技術の研鑽のため、公表の要望がある中、公表にすることにより更なる品質の確保に繋がると期待できることから、適切な方法にて公表する。

#### ■ 評価方法

	有効性 S	有効性 A	有効性 B	有効性 C (-)
具体性 A	SA	AA	BA	CA (-)
具体性 B		AB	BB	CB (-)
具体性 C (-)		AC (-)	BC (-)	CC (-)
・得点が付与された技術提案は実施義務を負う。 ・技術提案は、実現性のある提案について、有効性、具体性の観点から3段階(A・B・C)でそれぞれ評価し、その組み合わせに応じて得点を付与。 ・有効性・具体性ともA評価した提案のうち、成果の品質、安全性、施工性の向上に対し、特に配慮された提案となっている提案を有効性S評価とする。 [有効性A: 効果が認められる、B: 効果があるが小さい又は限定的、C: 効果なし(標準案と同じ)] [具体性A: 具体性が認められる、B: 具体性が不足している、C: 具体性が認められない] X 認められない提案。				

#### ■ 評価結果の通知内容

① 有効性及び具体性が認められ得点が付与された提案  
(左表の塗り潰し箇所)

通知内容 … (○): 実施義務あり

② 有効性又は具体性が認められず得点が付与されない場合  
(左表の塗り潰し箇所以外)

通知内容 … (-): 実施義務無し

③ 施工を認められない提案

通知内容 … (×): 施工を認めない理由を付して通知

# (1) 入札方式の運用改善

## ① 入札方式の変更(簡易公募型指名競争入札方式から一般競争入札方式へ移行)

### 【概要】

これまで業務の発注にあたっては、プロポーザル方式を適用する案件を除き、業務実施に係る技術適性を把握するための参加表明書の提出を公募により幅広く求める「簡易公募型指名競争入札方式」を採用してきたが、契約手続きの効率化・簡素化を図ることで、公告から契約までに要する期間の短縮による適切な余裕ある履行期間の確保及び受発注者双方の負担軽減を目的に、「一般競争入札方式」へ移行する。

